

## 第6章 保存管理

### 第1節 保存管理の現状と課題

#### (1) 史跡全体

##### 【現状】

- 既指定の大住車塚古墳(昭和49(1974)年6月11日告示)に京田辺市の天理山古墳群、飯岡車塚古墳と八幡市の八幡西車塚古墳を追加し、新たに名称を「史跡綴喜古墳群」に変更し、令和4(2022)年11月10日に国指定史跡として告示された。
- いずれの古墳も眺望の利く場所に立地している。

#### (2) 大住車塚古墳

##### 【現状】

###### 〔指定地内〕

- 指定地内はすべて公有化されている。
- 墳丘は所々が崩壊し一部変形している。
- 指定地内に雨水等の排水溝が設置されている。
- 指定地内の周溝部分は整備が行われ、草地となっている。墳丘部分については、樹木(コナラ・ツブラジイ・アベマキ・アラカシほか)が繁茂しており、下草類はほとんど見られない。
- 指定地内に工作物(電柱、補助ワイヤー、杭)がある。
- 草刈りなどを定期的に行なうなど、維持管理を行っている。

###### 〔指定地外〕

- 指定の範囲外に広がると想定される周溝の一部に民有地がある。また、その周溝の北東側及び南東側の一部が道路となっている。
- 整備地の周囲に雨水等の排水溝が設置されている。
- 指定地内ではないが、整備された敷地内に工作物(使用されていない電柱)がある。

##### 【課題】

- 墳丘上には比較的大きな樹木が繁茂している。主体部をはじめ遺構への影響について検討する必要がある。
- 墳丘の一部が変形しているため、遺構への影響を確認したうえで、保護層が確保されるよう処置が必要である。
- 指定地内の工作物は、やむを得ない事情が無い限り移設・撤去が必要である。
- 指定地外であっても整備地内にある工作物は、やむを得ない事情がない限り移設・撤去が望ましい。
- 周溝の南東角部は道路の外側と推測されているが、遺跡の範囲確認が必要である。
- 指定地内の下草などの管理については、定期的に実施しているが、引き続き除草・伐採などの維持管理を適切に行なう必要がある。

- ・ 大住南塚古墳の追加指定にあたっては、大住車塚古墳との境界について範囲確認調査が必要である。

### (3) 天理山古墳群

#### 【現状】

##### 〔指定地内〕

- ・ 指定地内はすべて公有化されている。
- ・ 1号墳に一部崩壊が見られるなど一部墳丘に浸食がみられるものの、全体的に墳丘は良好に遺存している。また、発掘調査の結果から地下に遺構及び遺物が遺存していると考えられる。
- ・ 墳丘をはじめ、史跡指定地内各所に測量杭と思われる杭が多数存在する。
- ・ 指定地内は樹木及び竹が繁茂している。
- ・ 竹林内に、肥溜め跡がある。
- ・ 指定地内の斜面に侵食の進んだ開析谷が3箇所ある。
- ・ 上記開析谷の一部に土砂災害特別警戒区域(土石流)及び土砂災害警戒区域(土石流・急傾斜)が設定されている。
- ・ 住宅地周辺を中心に定期的な除草・伐採を行っている。

##### 〔指定地外〕

- ・ 1号墳の後円部南側斜面の一部が指定地外に存在している可能性がある。
- ・ 指定地南東から3号墳東側に至る未舗装の進入路が存在し、車両の進入が可能である。
- ・ 3号墳東側には建物跡等の空き地が存在する。また、指定地南東側の進入路付近にも空き地が存在する。
- ・ 指定地北側斜面に侵食の進んだ開析谷があり、谷の麓には土砂災害特別警戒区域(土石流)及び土砂災害警戒区域(土石流)が設定されている。また、南東斜面にも土砂災害特別警戒区域(急傾斜)及び土砂災害警戒区域(急傾斜)が設定されている。

#### 【課題】

- ・ 1号墳の後円部南側斜面の一部が指定地外に存在している可能性があるが、同地はすでに削られており遺構が遺存しているかは不明となっている。
- ・ 指定地内の各所にみられる測量杭などについては、その設置目的や設置者を確認し、保存の必要性について、整備前に確認・整理する必要がある。
- ・ 指定地内は森林であるため、動植物などの自然環境について適切な保全・管理が必要である。
- ・ 肥溜め跡については早急な対応が必要である。
- ・ 指定地に隣接して土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域があり、その一部は史跡指定地内にも及んでおり対応が必要である。
- ・ 降雨による谷頭部や上部谷壁斜面の侵食(谷頭侵食・後退侵食)が進行している。降雨による表流水が谷壁斜面の肩を洗い流し、谷が上流側へ侵食されている。1号墳の北西部分、3号墳の南西側部分は墳丘の一部が侵食されている可能性があるため、今後の侵食の進行が懸念される。

- ・ 史跡指定地の南側山麓部、1号墳の北側、3号墳の尾根北側斜面に竹(モウソウチク)の侵食が目立つ。
- ・ 指定地への進入を規制するため仮設フェンスを設置しているが指定地内には急な斜面や崖などが存在し、また危険生物(スズメバチ、ヤマカガシ、マムシなど)が生息している可能性もあるため、整備が完了するまでの侵入防止対策を強化する必要がある。



図 79 表土崩壊状況(3号墳北側斜面)



図 80 表土崩壊状況(1号墳北側斜面)

#### (4) 飯岡車塚古墳

##### 【現状】

###### 〔指定地内〕

- ・ 後円部西側斜面の一部のみ指定されており、同地は民有地となっている。
- ・ 指定地内は雑木林・竹林となっており、草刈りなど定期的な維持管理はされていない。
- ・ 公道に面していないため中に入ることができない。

###### 〔指定地外〕

- ・ 墳丘の大部分が未指定地である。
- ・ 発掘調査により樹立埴輪、葺石、周溝が確認されており、地下には遺構が遺存していると考えられる。
- ・ 墳丘の未指定地部分の現況は、前方部は茶畠、後円部東側は草地、北側東寄りは宅地、北側西寄りは崩落している。
- ・ 後円部東側裾部は道路建設により掘削改変されている。
- ・ 後円部北側裾部は削平されており、墳丘斜面も旧形を留めていない。
- ・ くびれ部及び前方部についても、茶畠の整地により地形が改変されている。また、前方部の南側には道路が通じているが、この道路建設以前の昭和 23(1948)年には既に前方部の端部は削平を受けており古墳の形状は改変されている。
- ・ 前方部東側に倉庫が設置されている。

##### 【課題】

- ・ 追加指定及び公有地化を進める必要がある。
- ・ 古墳全体が民有地であり、史跡指定地外については、現在も一部は茶畠として利用されており、墳丘形状の改変を防ぐ必要がある。条件が整い次第出来る限り早急に追加指定を行う必要がある。
- ・ 古墳の形状・規模を正確に知るために範囲確認調査の実施が必要である。また、後円部北側西寄りの墳丘斜面が崩落しているため、崩落の進行状況の確認が必要である。



図 81 飯岡車塚古墳現況(南東から)



図 82 飯岡車塚古墳の空中写真(昭和 23 年撮影)

(出典：米軍撮影の空中写真(国土地理院))

## 第 2 節 保存管理の方向性

綴喜古墳群及びその古墳周辺部には、史跡指定地内外にわたって遺構の有無、地形の特徴、土地所有の状況など、保存管理上の様々な条件が存在する。これらの状況に合わせて適切な保存管理を行うため、史跡指定地及びその周辺環境を形成する地域を区分し、それぞれの保存管理の考え方と方法を示す。

### (1) ゾーン区分

史跡綴喜古墳群の地区区分については、「A 地区：史跡指定地」と「B 地区：史跡指定地（指定地内で A 地区を除く周縁部）」「C 地区：今後保護を要する地区〔史跡指定地外〕」「D 地区：施設地区」の 4 つに区分する。

地区区分の考え方は下記のとおりである。

#### ① 指定地

##### A 地区：史跡指定地

綴喜古墳群の本質的価値を構成する要素が集積し、墳丘を中心とした地区。飯岡車塚古墳を除き、公有地となっている。

##### B 地区：史跡指定地（指定地内で A 地区を除く周縁部）

天理山古墳群の指定地内で A 地区を除く公有地部分。土砂災害特別警戒区域（土石流）や土砂災害警戒区域（土石流・急傾斜）が設定されている箇所がある。

② 指定地外

C 地区：今後保護を要する地区

史跡指定地に隣接し、史跡の本質的価値を構成する要素が遺存しているものの指定に至っていない土地及び綴喜古墳群を構成する古墳で、史跡綴喜古墳群の本質的価値を共有するものの未指定である古墳が存する地区。（大住南塚古墳、興戸 1 号墳、興戸 2 号墳、ゴロゴロ山古墳、薬師山古墳、弥陀山古墳、トヅカ古墳）

D 地区：施設整備地区

天理山古墳群の史跡指定地に隣接する土地であり、便益施設やガイダンス施設、駐車場、維持管理施設など、史跡の保存管理や活用に必要な施設の整備を目指す地区。

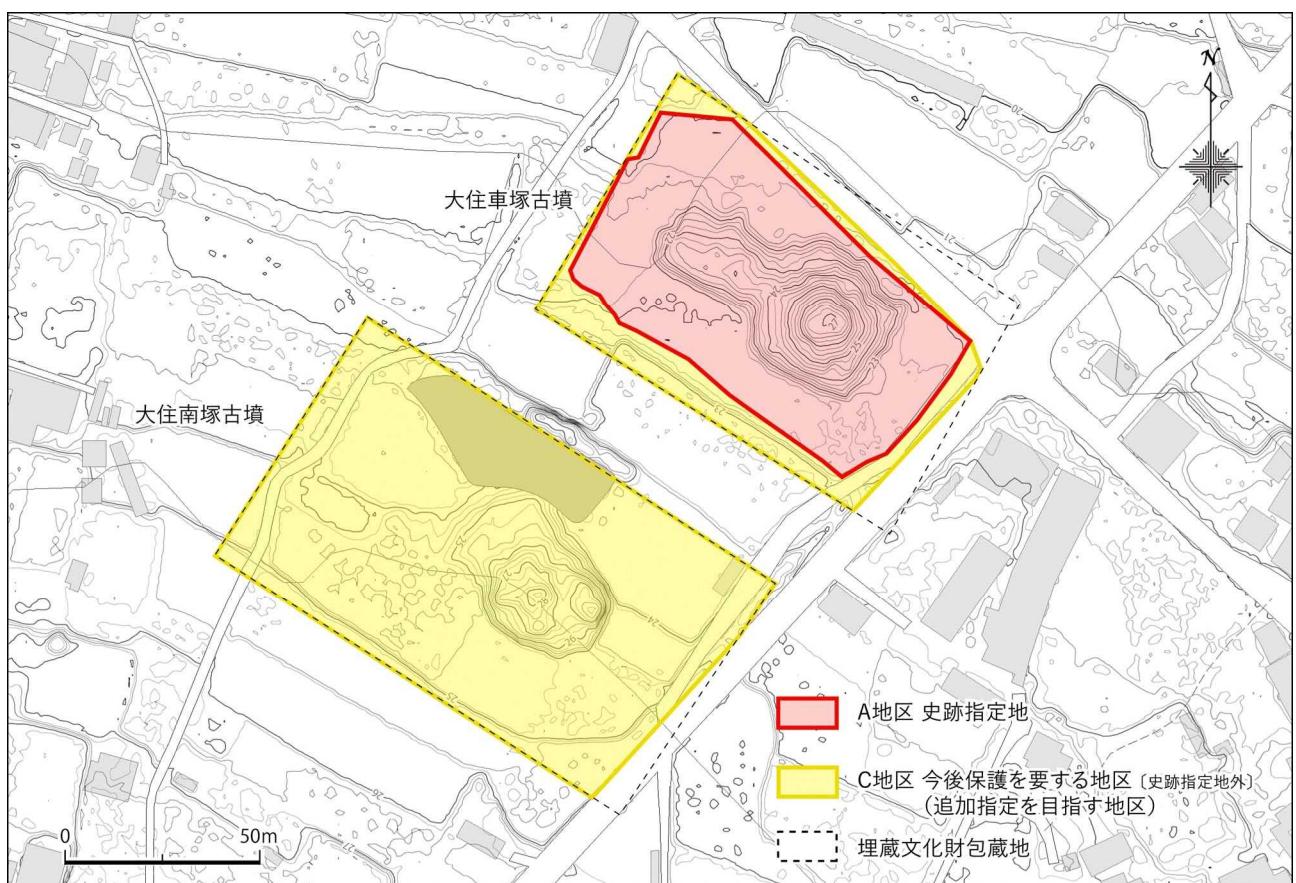


図 83 地区区分図〔大住車塚古墳〕  
(国土交通省国土地理院の航空レーザ測量データを使用し作成)

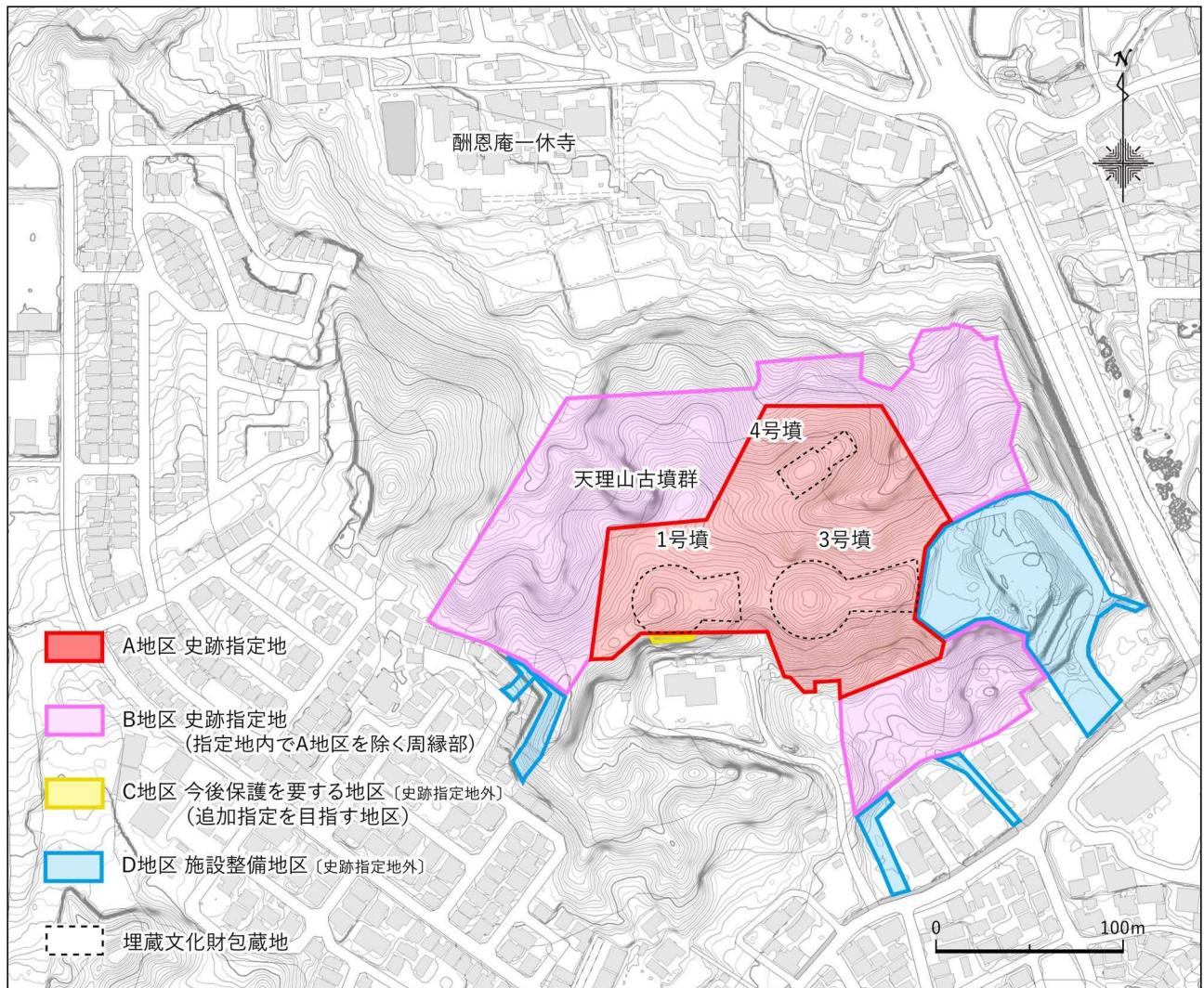


図 84 地区区分図〔天理山古墳群〕  
(国土交通省国土地理院の航空レーザ測量データを使用し作成)

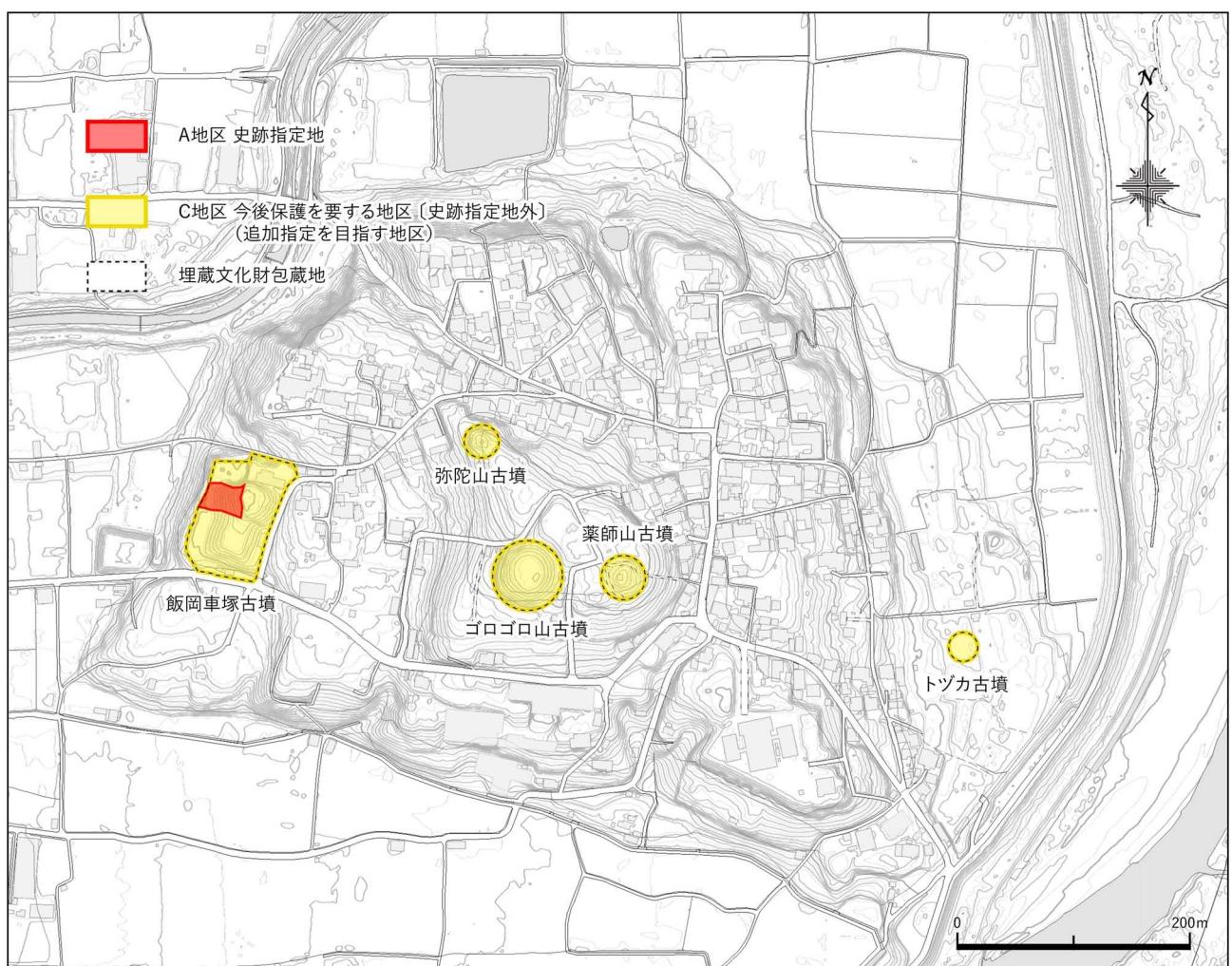


図 85 地区区分図〔飯岡車塚古墳〕  
(国土交通省国土地理院の航空レーザ測量データを使用し作成)

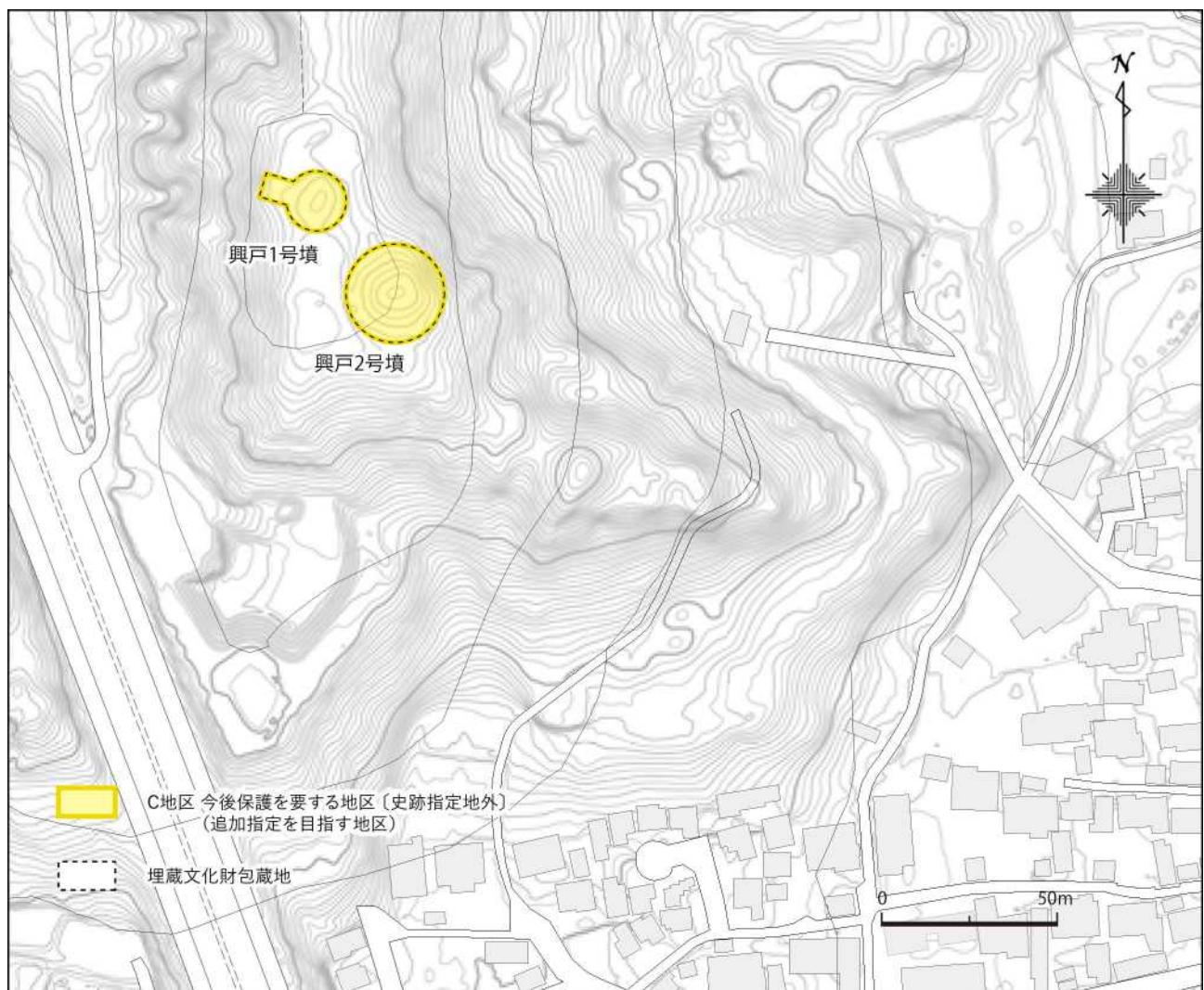


図 86 地区区分図〔興戸 1 号墳、2 号墳〕  
(国土交通省国土地理院の航空レーザ測量データを使用し作成)

## (2) 指定地における保存管理の方向性

史跡指定地における保存管理などに関する方向性を地区ごとに設定する。

### ① A 地区

- ・ 遺構、遺物の保護を図ることを第一とするとともに、遺構の持続可能な活用を推進するため、適切な保存措置を図りながら整備を行う。

### ② B 地区

- ・ 当該地区内にある土砂災害特別警戒区域（土石流）や土砂災害警戒区域（土石流・急傾斜）については、現況の維持を基本とする。また、災害対策に係る現状の変更を行う行為については、文化財の保護と調整を図りながら個々の案件について検討を行う。
- ・ 遺構、遺物の保護を図ることを第一とするとともに、遺構の持続可能な活用を推進するため、適切な保存措置を図りながら整備を行う。
- ・ 史跡にふさわしい景観の形成に配慮する。

## (3) 指定地外における保存管理の方向性

### ① C 地区

- ・ 今後、必要に応じ発掘調査を実施するなど情報の収集に努め、条件などが整い次第追加指定を目指す。指定後は可能な限り公有化を進める。
- ・ 史跡の追加指定を目指しているエリアであり、現況の保全については所有者・占有者に十分説明のうえ理解を求めるものとする。

### ② D 地区

- ・ 便益施設やガイダンス施設、駐車場、維持管理施設など、史跡の保存管理や活用に必要な施設の整備を検討する。
- ・ 地区内の急傾斜の雑木林については、現況を維持することを基本とする。
- ・ 整備にあたっては、整備基本計画を策定のうえ整備を行い、史跡にふさわしい内容かつ景観に配慮した活用を行う。

### 第3節 保存管理の方法

#### (1) 現状変更等の許可を必要とする行為

「文化財保護法」第125条の規定に基づき、史跡指定地においては、現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という）については、文化庁長官の許可を得る必要がある。なお、現状変更行為のうち、文化財保護法施行令第5条の規定に定められたものは、京田辺市がその事務を行う。

文化財保護法第125条第1項で規定する「現状を変更する行為」とは、現状の物理的変更を伴う一切の行為、「保存に影響を及ぼす行為」とは、史跡そのものの物理的な変更を行うものではないが、史跡の保護の見地からみて将来にわたり支障を来たす行為をいう。

また、同項には「ただし書き」があり、「維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」は許可を要しないとされている。

許可申請の対象の範囲については史跡指定地内であるが、今後保護を要する地区も追加指定を予定しており、現状変更の取扱いの基準はそれらの追加指定後も想定したものとする。

表12 現状変更等の許可を必要とする行為

権限を有するもの（申請先）	根拠法令等と行為の内容 (抜粋・要約)	綴喜古墳群における例
文化庁長官	■文化財保護法第125条第1項  史跡名勝天然記念物に関する現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。 ○現状変更 ・建築物その他の工作物の新築・増築・改築 ・土地の形質変更など ○保存に影響を及ぼす行為 ・地層のはぎ取りなど（影響の軽微である場合は、許可が必要ない） 【上記の「ただし書き」】 ※現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。	現状を変更する行為（軽微である場合などを除く） ○休憩所などの建築物の新築 ○園路などの新設及び修繕 ○工作物（塀・柵、ベンチ、説明板、看板、電柱など）の設置・改修・撤去 ○地形・土地の形質の変更、掘削 ○発掘調査など各種学術調査、史跡の保存・整備など ○草木の植栽 ○枯死した樹木の抜根 保存に影響を及ぼす行為 ○遺構の型取り ○地下遺構の直上における重量物の搬入や通行など、耐久構造を弱める行為 ○石・木材などの露出遺構の薬剤処理など

権限を有するもの（申請先）	根拠法令等と行為の内容 (抜粋・要約)	綴喜古墳群における例
	※維持の措置の範囲は、文部科学省令(特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条：表13参照)の規定に基づく	
京田辺市	<p>■法施行令第5条第4項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○小規模建築物（階数が2以下、建築面積が120m<sup>2</sup>以下）で2年以内の期間に限って設置されるものの新築、増築又は改築</li> <li>○工作物（建築物を除く）の設置若しくは改修（改修にあっては、設置の日から50年を経過していない工作物）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないもの）</li> <li>○史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修</li> <li>○電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修</li> <li>○建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等）</li> <li>○木竹の伐採</li> <li>○史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取など</li> </ul>	<p>綴喜古墳群における例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○イベントなどに利用される仮設建築物の整備（テントの設置など）</li> <li>○工事に関わる仮設建築物（2年以内）の整備（プレハブの事務所・倉庫・仮設トイレなど）</li> <li>○既存道路の舗装及び修繕</li> <li>○建築物以外の工作物（フェンス、鳥獣被害対策の柵、説明板、看板、電柱など）の設置・改修・除去…「土地の形状の変更を行う行為、保存に影響を及ぼす行為（影響の軽微である場合は除く）」以外の場合</li> <li>○木竹の伐採</li> </ul>

表13 現状変更等の許可を必要としない行為

■文化財保護法第125条（第1項ただし書き）		
ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。		
区分	根拠法令等と行為の内容 (抜粋・要約)	綴喜古墳群における例
維持の措置	<p>■特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（省令）第4条</p> <p>○毀損等からの現状復旧（注1） 史跡名勝又は天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝、又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。</p> <p>○毀損等の拡大を防止する応急措置 史跡、名勝又は天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をするとき。</p> <p>○除去（復旧が明らかに不可能な場合） 史跡、名勝又は天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。</p>	<p>○部分的に毀損している墳丘などの原状復旧</p> <p>○一部が崩れている水路（雨水排水路）などの原状復旧など</p> <p>○毀損している墳丘への一時的なシート、土のう設置など</p> <p>○枯死した木竹の除去（保存に影響を及ぼす抜根は除く：表12を参照）など（既に倒れているものは一般的な管理行為で対応可能）</p>
非常災害のために必要な応急措置	○文化財保護法第125条（第1項ただし書き）	<p>○崩落や浸水を防ぐ土のうの設置</p> <p>○シートによる遺構の保護</p> <p>○立入禁止柵などの設置</p> <p>○倒壊した樹木や崩落した土砂の撤去など</p>
保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微なもの	※同上	<p>○危険樹木、史跡の利用上支障となる樹木の除去（許可の必要な行為かどうかは、個別具体に判断する）</p> <p>○史跡内建築物・工作物の小規模改修</p> <p>○病害虫や害獣の駆除行為及びこれらの行為に必要な小規模仮設工作物（掘削を伴わないものに限る）の設置・撤去</p>

区分	根拠法令等と行為の内容 (抜粋・要約)	綴喜古墳群における例
一般的な管理行為	※同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○清掃</li> <li>○除草、下草刈り、薬剤散布</li> <li>○木竹の管理（剪定、除草、下草、つる切りなど）</li> <li>○景観や周辺環境に配慮した枝打ち</li> <li>○枯損木・倒木・危険木の伐採及び除去</li> </ul> <p>※許可が必要な行為かどうかは、個別具体に検討する</p>
届出	<p>〈許可は必要ないが届出（文化庁長官）が必要な場合〉</p> <p>※文化財保護法第127条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の30日前までに、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。</li> <li>○許可を受ける必要のある場合は除く。</li> </ul>	

注1 復旧：史跡等が毀損し衰亡している場合に、毀損又は衰亡する前の状態に戻すこと。史跡整備の手法としては「遺構保存」（劣化等の進行の抑制）と「修復」（保存修理、復元）があり、建築物では一般的に「修繕」という。

## （2）現状変更等の取扱方針と取扱基準

### ① 現状変更等の取扱いの基本方針

史跡綴喜古墳群にかかる現状変更等については、史跡の価値の維持・回復・向上に係るもの以外の行為は認めないことを原則とする。また、墳丘の復旧・養生など、史跡の本質的価値を維持する遺構保存及び修復にも考慮する必要がある。ただし、史跡指定地内における公共・公益的施設、防災関連施設、来訪者のための便宜的な施設の設置や、一定の手入れが必要な山林の管理など、これら行為については史跡の価値に影響を与えない範囲で認めることとする。

許可の条件は、史跡指定地内で行う必然性があること、史跡の価値に影響を及ぼさないこと、史跡景観の保全に配慮されていること、地形の変更及び行為の規模が必要最小限であること、当該地の歴史的経緯や発掘調査など各種調査成果を十分ふまえるものであることとする。地下遺構の存在が想定される箇所では、本市による事前の発掘調査などを実施し、その結果によっては計画の変更などもありうるものとする。

## ② 現状変更等の取扱基準及び手続

綴喜古墳群を適切に保存管理するため、史跡指定地内における現状変更等について、取扱基準を次のように定める。

取扱基準を運用するにあたっては、必要に応じて国、府と協議し、指導・助言を得ながら、適正に対応する。なお、文化庁長官の許可を必要とする行為については、本市を窓口として十分な事前協議を行った上で、許可を受けなければならないこととする。

表 14 現状変更の取扱基準(指定地内)

区分		A 地区	B 地区
地区の性格		史跡指定地 綴喜古墳群の本質的価値を構成する要素が集結し、墳丘を中心とした地区。	史跡指定地（指定地内でA地区を除く周縁部） 天理山古墳群の指定地内でA地区を除く公有地部分。
現 状		墳丘が遺存している。大住車塚古墳は樹木、天理山1・3・4号墳と飯岡車塚古墳は木竹に覆われている。	丘陵の斜面地で木竹に覆われている。土砂災害特別警戒区域（土石流）や土砂災害警戒区域（土石流・急傾斜）に指定されている箇所がある。
現状変更の取扱方針		史跡の価値の維持・回復・向上に係るもの以外の行為は原則として認めない。 なお、認められた現状変更等は、下記の「共通事項」を前提に行うこととする。	
現状変更等の取扱基準	共通事項	○遺構の保護及び史跡の景観に影響を及ぼす行為は、それが軽微であるものを除き認めない。「軽微なもの（除草、下草刈り、樹木の枝打など）」であるかどうかについては、具体的な行為の内容を勘案して判断する。	
建築物	新築・建替えなど	○建築物の新築及び全面改築、建替を原則として認めない。	
	修繕・部分改築・撤去など	—	○休憩所などの小規模な建築物については、遺構の保護及び史跡の景観に影響を及ぼさない場合のみ認める。
園路・広場の新設・修繕など		○上記の建築物を整備した場合は、その適切な維持管理、修繕（修理）などを行う。 ・増築は原則として認めない。 ・改築を認める。 ・撤去を認める。	
		○史跡の保存（保存管理）及び公開・活用に資するとともに、古墳の歴史性や景観を考慮（配置などに留意）したもの以外は新設を認めない。 ○既設又は今後整備する園路などの適切な維持管理、修繕・改修を行う。	

区分		A 地区	B 地区
現状変更の取扱基準	工作物	設置 (新設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○史跡標柱や説明板などの保存施設、案内板や休憩施設などの管理・公開・活用のための施設（ベンチなど）など、史跡の保存・活用のために必要な施設・設備以外の工作物については、原則として設置（新設）を認めない。</li> <li>○工作物を新設する場合は、遺構の保護や景観に配慮した工法、材料によることとする。</li> </ul>
		改修、撤去など	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既設又は今後整備する工作物については、適切な維持管理や改修などを行う。</li> <li>○毀損や老朽化などによる工作物の撤去を認める。</li> </ul>
	土地の形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>○墳丘の保護や修復・復元、遺構の表現などを除き、土地の形質の変更を認めない。</li> <li>○原則として土地の形質の変更を認めない。</li> <li>○ただし、調査に基づく地形の整備、崩落箇所の復旧、及び史跡の保存・活用のために必要な軽微な土地の形質の変更（スロープの設置、くぼ地への盛土など）については、国、府と協議し判断する。</li> </ul>
	木竹伐採など		<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺構・地形の保護や防災・景観保全に配慮することを前提に、木竹の伐採などを認める。</li> </ul>
	植栽		<ul style="list-style-type: none"> <li>○墳丘の保護や本質的価値と調和する植栽、眺望などを阻害しない植栽を除き、原則として植栽を認めない。</li> <li>○斜面地の保護や本質的価値と調和する植栽、眺望などを阻害しない植栽を除き、原則として植栽を認めない。</li> </ul>

表 15 現状変更の取扱基準(指定地外：今後保護を要する地区)

区分		C 地区
地区の性格		史跡指定地に隣接し、史跡の本質的価値を構成する要素が遺存しているものの指定に至っていない土地及び綴喜古墳群を構成する古墳で、史跡綴喜古墳群の本質的価値を共有するものの未指定である古墳が存する地区。なお、今後保護を要する地区については、すべて市街化調整区域となっており、都市計画法により開発行為は制限される。
現状変更等の取扱基準	新築・建替えなど	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財保護法による埋蔵文化財包蔵地であり、土地の改変には市を経由して府に届出る必要がある。所有者・占有者に遺構の保護、風致景観の維持について説明の上協力を求める。</li> </ul>
	修繕・部分改築・撤去など	同上

区分		C 地区
現状変更等の取扱基準	園路・広場の新設・修繕など	建築物に同じ
	設置(新設)	建築物に同じ
	改修、撤去など	同上
	土地の形質の変更	建築物に同じ
	木竹伐採・植栽など	○所有者・占有者に遺構の保護、風致景観の維持について説明の上理解を求める。

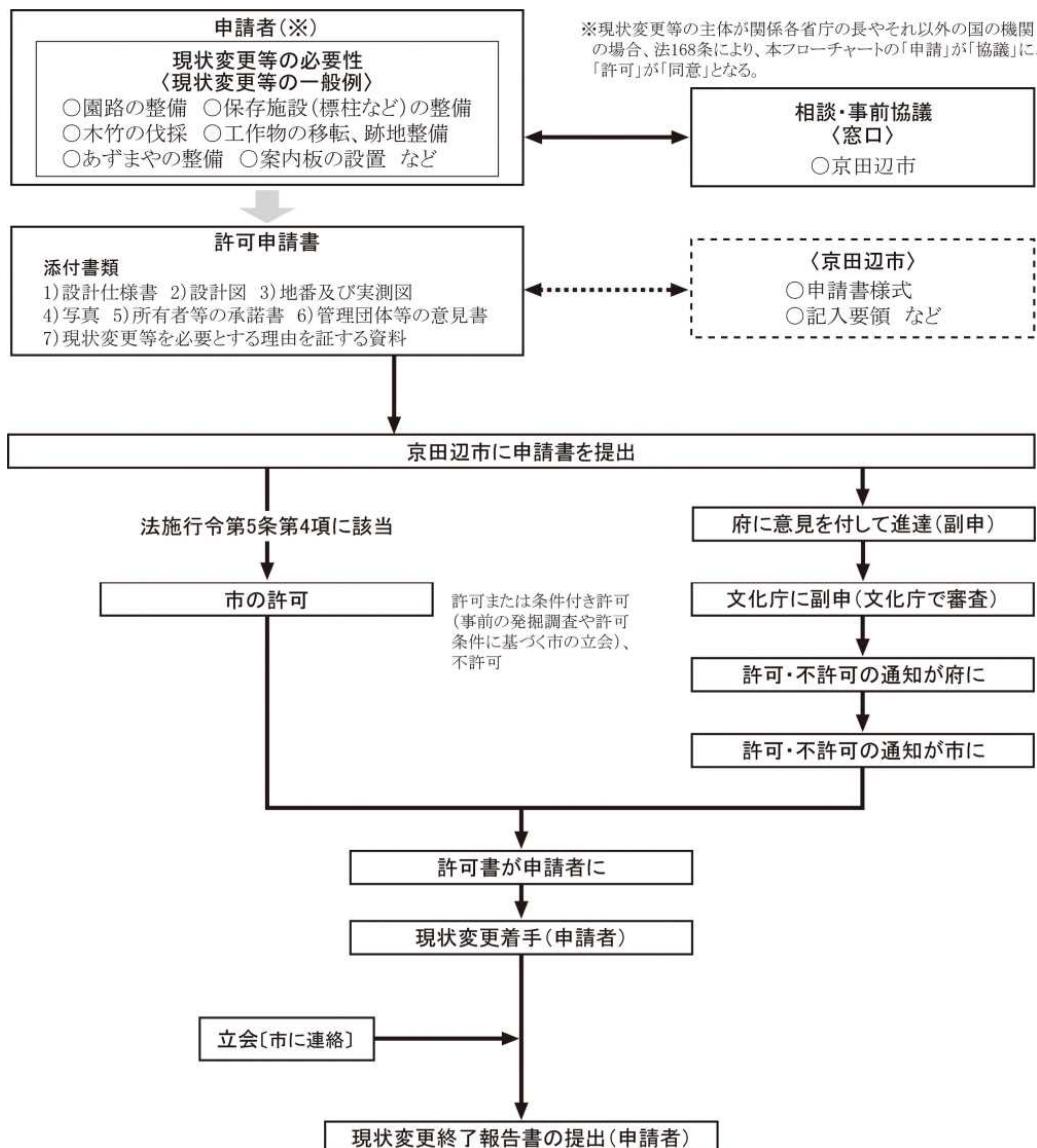


図 87 現状変更申請の手続きの流れ

## 第4節 植生管理

指定地内の樹木の分布状況を調査し、地区ごとの保存と活用方針に応じた植生管理の方針を立てるものとする。

植生管理の方針の検討にあたっては、以下の項目に留意する。

- ・ 遺構の理解や史跡の歴史的景観を際立たせるために、樹木の手入れや草刈を定期的に行う。
- ・ 遺構に影響を及ぼすおそれのある樹木や、見学者に危険な樹木などは、必要性や安全性を十分考慮したうえで、伐採、枝打ちなどを行う。
- ・ 遺構に影響を及ぼすおそれのある竹類は、浸食を防ぐ手立てを講じる。
- ・ 綴喜古墳群からの眺望や綴喜古墳群を望む眺望を確保するため、これら景観を阻害する樹木の伐採、枝打ちなどの日常管理を行う。
- ・ 各古墳の樹木については、上記のように保存管理及び整備において必要な処置としての伐採や枝打ちは行うものとするが、生物多様性の保全や土砂災害などを防止する観点からも必要以上の伐採は行わないものとし、来訪者には古墳だけでなく自然環境にも親しんでもらえるように努める。

## 第5節 史跡の保存に関する法的・行政的措置

### (1) 史跡の追加指定・公有化

現在、史跡綴喜古墳群として大住車塚古墳、天理山古墳群(1号墳、3号墳、4号墳)、飯岡車塚古墳が指定を受けている。しかし、綴喜古墳群にはこれら指定を受けた古墳と本質的価値を共有する古墳が他にもある。これら未指定の古墳についても、今後保護を要する範囲であり、条件が整理でき次第追加指定を目指すものとする。

史跡に指定されたものの公有化されていない土地については条件が整い次第公有化を進める。また、未指定の古墳についても史跡指定ののちは必要な土地の公有化を行い、史跡の適切な保存と管理を確実にし、さらに積極的な公開・活用を目的として整備を進める。

### (2) 緑地保全

天理山古墳群の位置する丘陵地については、古墳が立地するだけでなく国指定名勝である酬恩庵一休寺の方丈庭園の借景としての価値があるなど、歴史的・文化的価値を有する緑地であり、その環境を保全する必要がある。そのため、都市緑地法に基づき都市計画法に規定される「特別緑地保全地区」の指定に向けた取組みを行う。

#### 特別緑地保全地区の指定要件

- ・ 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの。(都市緑地法第12条第2項)

## 行為の制限

特別緑地保全地区内における次の行為を行う場合は市への届け出が必要となる。(同法第14条)

- 一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- 二 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- 三 木竹の伐採
- 四 水面の埋立て又は干拓
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

## 第6節 災害の予防措置と発生時の対応

風水害や地震などの自然現象による災害について、その予防措置と発生時の対応の観点から、保存管理の方法について示す。

### (1) 災害に対する予防措置

- ・大雨や地震などによる被害を防ぐために、墳丘及び古墳の立地する地形の破損・崩壊などについて定期的に点検を行う。
- ・定期的に樹木の点検を行い、倒木や折損の危険性のある場合は、必要に応じて処置を施す。
- ・応急措置などが必要な場合に備え、土嚢、防水シート、木杭、立ち入り防止柵などの資材を保管する。
- ・災害が発生した際の対応を円滑に実施するために、担当部局内の対応体制を整えておくとともに、関係機関との伝達体制を確立する。
- ・防災・減災対策が必要な場合は、関係機関と協議を行う。

### (2) 災害発生時の対応

- ・台風通過後などには、巡回し点検を行い、定期点検時と比較しながら状況を確認する。
- ・点検については、安全を十分に確保した上で実施する。状況に応じて建設担当部局の協力を要請する。
- ・被害があった場合は、早急に関係機関に連絡し、緊急及び応急措置などの方針について協議を行う。
- ・緊急時に応急措置などを講じる場合は、被害が拡大しないよう、安全の確認をしつつ適切に行う。
- ・大規模な被災があった場合は、今後の災害復旧に向けた準備を進める。

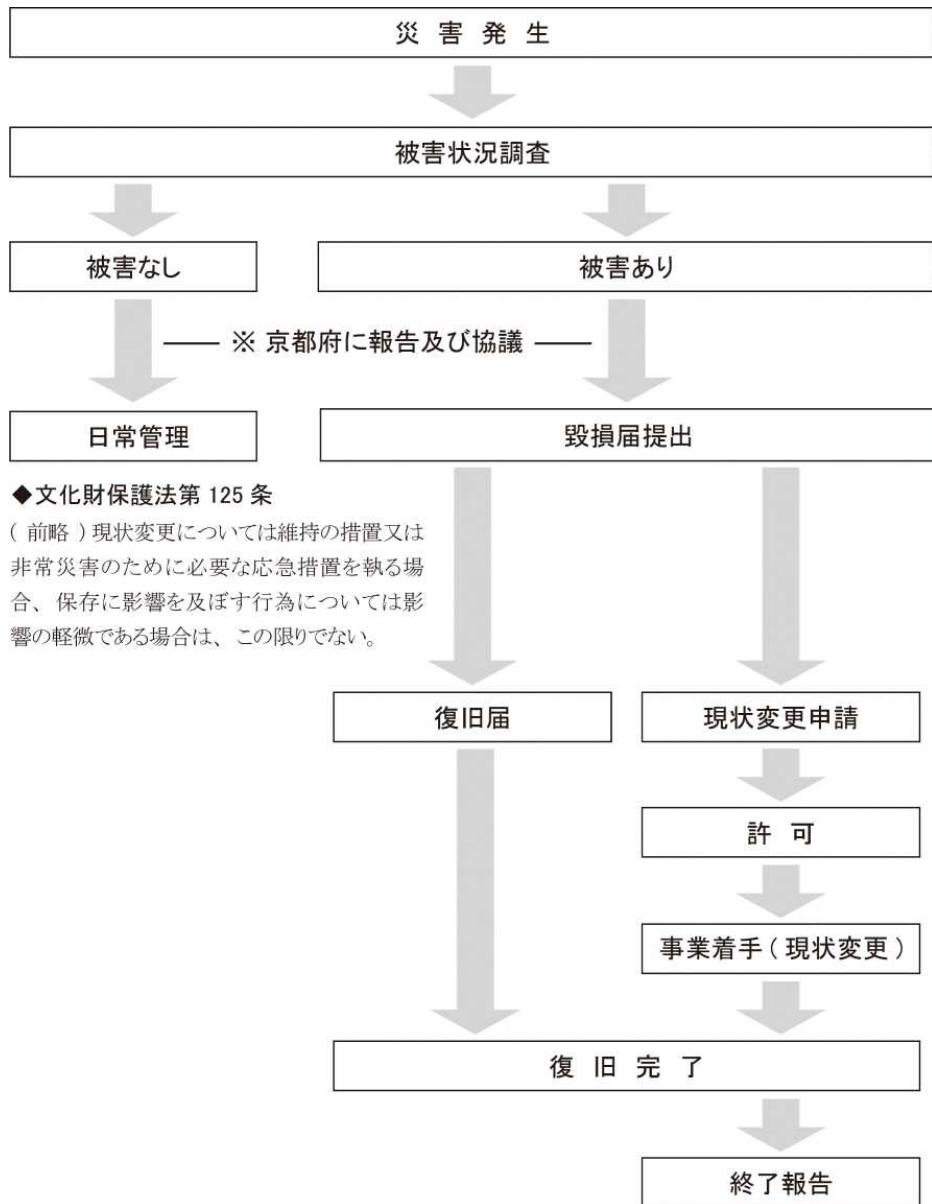


図88 災害復旧対応の流れ